

<別紙 4>

都道府県別報告書作成要領

1. 目 的

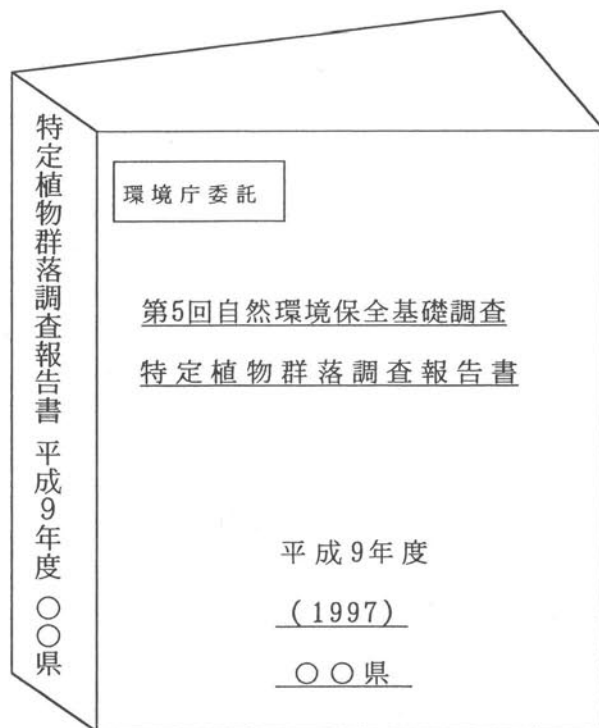
第5回自然環境保全基礎調査で行った特定植物群落調査(追跡調査、追加調査、生育状況調査(追跡)、生育状況調査(追加))の結果及びその概要をとりまとめる。

2. 規 格

A4判、左とじ、横書きとする。

3. 表紙及び背文字

表紙(及び裏表紙)は淡緑色、A4、ファイルを使用し、タイトルの様式は下図による。



(注) 一冊に編纂できない場合は分冊としてよいが、適宜一連の番号を付すこと。

4. 配 列

報告書における各項目の配列は以下の通りとする。

(ただし、追加調査を行っていない都道府県は、当該部分を省略し、以下順次繰り上げる。)

(1) 特定植物群落生育地概略(総括)図

(2) 追加調査

① 特定植物群落生育地概略図

② 特定植物群落調査票(追加調査)

(3) 追跡調査

① 特定植物群落生育地概略図(追跡調査)

② 特定植物群落調査票(追跡調査)

(4) 生育状況調査(追跡調査)

① 生育状況調査群落概略図

② 生育状況調査群落調査票(追跡調査)

③ コドラート位置図

④ 植生調査表

⑤ 毎木調査票

⑥ 現況写真撮影方法記録票

生育状況調査群落ごとに
まとめる。

(5) 文献リスト

(6) 調査担当者名簿

5. 特定植物群落生育地概略図(追跡調査)

都道府県別の第3回自然環境保全基礎調査、特定植物群落調査報告書(追加調査・追跡調査)(1988年)の該当部分をコピーして添付する。

7. 特定植物群落調査票(追跡調査)

特定植物群落調査票(追跡調査)及び以下に示す変化状況図を一式として、対象番号の順につづる。

変化状況図は、「面積に著しい変化」のあった群落(くくり線の変更を要する

変化のあった群落)について、次の例にならい作成する。

6. 生育状況調査群落調査票(追跡調査)

同調査票に「調査実行不可能」と記入された群落については、コドラート位置図、植生調査表、毎木調査票を付ける必要はない。過去に現況写真を撮影している場合、その写真は現況写真撮影方法記録票とともに添付する。

8. 生育状況調査群落概略図、コドラート位置図

都道府県別の第3回自然環境保全基礎調査、特定植物群落調査(生育状況調査)(1988年)の同図と変更のない場合、該当部分をコピーして添付する。

(例1)

昭和59～61年度調査の際作成した
「特定植物群落生育地図」の該当部
分のコピーに変化状況を記入する。

(例2)

生育地が小さく、上記「特定植物
群落生育地図」では、小黑丸で表示
された群落については、可能な限り、
1/1,000～1/10,000程度の図面を使
用し変化状況図を作成する。図面が
入手困難な場合は簡単な見取り図に
より作成する。

いずれも、改変部分を赤線でくくり、赤でハッチを入れる。図面の大きさは、原則として A4 版又は A3 版とする。(縮小も可)

8. 文献リスト

当調査で使用した文献について、次の表にならいつりまとめる。なお文献には、通し番号(文献番号という)をつける。

文献番号	筆者名	発行年(西暦)	文献名
1(9-1)			
2(9-2)			

9. 調査担当者名簿

当調査に実際に従事した者全員の所属、氏名、分担分野を次の表にならいつりまとめる。

番号	氏名	所属	分担分野
1	〇〇〇〇	〇 〇 〇 〇 〇	総括責任者
2	××××	× × × × ×	現地調査
3			

<別紙 4 - 1>

生育地図帳

生育地図帳は、平成 9 年度に実施した「追加調査」群落について作成する。

1. 表紙及び裏表紙

表紙は、国土地理院発行の 1/5 万地形図の大きさとし、白色板紙とする。

様式は下図によるものとする。

裏表紙は厚手のボール紙を使用する。

環境庁委託
第 5 回自然環境保全基礎調査
特定植物群落生育地図帳
平成 9 年度
(1997)
〇 〇 県

2. 配列

配列は以下の順とする。

- (1) 表紙
- (2) 地図番号
- (3) 特定植物群落生育地図 (地図番号の順とする)。
- (4) 裏表紙

※「地図番号図」については p 8 参照。

<別紙 5>

生育状況調査群落の追加選定について

今回、追加調査において新たに選定する特定植物群落を含めた全特定植物群落の中から、特に生育状況調査群落として新たに追加して選定する必要が認められる場合には、2の手順に従って選定することとする。

1. 生育状況調査群落の選定方針

- (1) 土地所有関係及び法令による保全の担保等により、次回以降も生育状況調査が可能と見込まれるものであること。
- (2) 2以上の群落から構成されている特定植物群落については、いずれか1つの群落を対象群落として選定する。(1つの特定植物群落の中に、生育状況調査群落として選定すべき群落が複数存在するときは、それぞれ1ヶ所としてカウントする。)
- (3) 各都道府県に分布する群落の主な相観区分を一応網羅するものであること。
特に、広域的に分布する次の種が分布する都道府県は、当該種を優占種とする群落が1以上選定されていること。

ア シラビソまたはオオシラビソ(北海道ではトドマツまたはエゾマツ)

イ ブナ

ウ スダジイまたはコジイ

- (4) 以上の前提となる選定方針のほか、次の観点に配慮して選定すること。

ア 学術的価値がある(隔離分布種、固有種、分布限界種、稀少種)等、貴重種の個体、個体群を含む。

イ 特定の環境に適応しており、環境の変化に対して耐性が弱いとされているもの(湿原植生、超塩基性岩地植生等)。

ウ 遷移途上の群落等、人為的なインパクトがない場合であっても植生が変化する性格のもの。

(5) 各都道府県毎に選定する生育状況調査群落の数は、原則として次の範囲内とする。

[当該都道府県の特定植物群落総数(既に選定された特定植物群落と平成9、10年度に追加選定予定の群落。2以上の群落から構成されている特定植物群落については、その構成群落数を合計して算出した)に対し、現在の生育状況調査群落とあわせて5%～10%の範囲内の数(但し、5ヶ所を下回らないこととした)である。]

2. 生育状況調査群落選定の手順

(1) 各都道府県は、学識経験者の意見等を参考に、当該都道府県における生育状況調査群落(追加案)を作成し、別紙5-1の様式に従い、平成9年10月31日までに、環境庁自然保護局長あてに提出する。

(2) 環境庁は、各都道府県の生育状況調査群落(追加案)について、自然環境保全基礎調査検討会・特定植物群落分科会の指導に基づき、全国的視点から検討し、必要に応じて当該都道府県と調整を図って、3月中旬までに生育状況調査群落(追加群落)を決定し、各都道府県あてに通知する。

(3) 各都道府県は、環境庁からの通知を受けて、平成10年度に生育状況調査を実施する。